

付属資料

1 図面

身延町森林整備計画概要図

身延町森林整備計画概要図（ゾーニング）

身延町鳥獣害防止森林区域図

身延町森林経営計画区域図

2. 参考資料

（1）人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0 ～ 1 4 歳			1 5 ～ 2 9 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	14,459	6,911	7,548	1,254	643	611	1,594	831	763
	H27	12,669	6,171	6,498	868	440	428	1,336	725	611
	R2	10,663	5,226	5,437	665	339	326	933	544	389
構成比 (%)	H22	100.00	100.00	100.00	8.67	9.30	8.09	11.02	12.02	10.11
	H27	100.00	100.00	100.00	6.85	7.13	6.59	10.55	11.75	9.40
	R2	100.00	100.00	100.00	6.24	6.49	6.00	8.75	10.41	7.15

3 0 ～ 4 4 歳			4 5 ～ 6 4 歳			6 5 歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
1,787	941	846	4,134	2,169	1,965	5,690	2,327	3,363
1,450	795	655	3,535	1,880	1,655	5,480	2,331	3,149
1,108	625	483	2,857	1,462	1,395	5,100	2,256	2,844
12.36	13.62	11.21	28.59	31.25	26.03	39.35	33.67	44.55
11.45	12.88	10.08	27.90	30.47	25.47	43.26	37.77	48.46
10.39	11.96	8.88	26.79	27.98	25.66	47.83	43.16	52.31

（注） 国勢調査より。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造業	
実数 (人)	H22	6,383	144	60	1	205	2,043		4,017
	H27	5,843	179	51	1	231	1,838		3,774
	R2	4,946	96	46	2	144	1,476		3,326
構成比 (%)	H22	100.0	2.26	0.94	0.02	3.21	32.01		62.93
	H27	100.0	3.06	0.87	0.02	3.95	31.46		64.59
	R2	100.0	1.94	0.93	0.04	2.91	29.84		67.25

(注) 国勢調査より。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	森林以外の草生地		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22	30,200	228							24,321	24,321		5,651	
	H27	30,198	59	37	18	3				24,319	24,319		5,820	
	R2	30,198	46	25	19	1				24,319	24,319		5,833	
構成比 (%)	H22	100.00	0.75							80.53	80.53		18.71	
	H27	100.00	0.20	0.12	0.06	0.01				80.53	80.53		19.27	
	R2	100.00	0.15	0.08	0.06	0.00				80.50	80.50		19.35	

(注) 総数は、令和 6 年度全国都道府県市区町村別面積調より。
耕地面積は、2015 年農林業センサス、2020 年農林業センサスより。

(3) 森林転用面積

年次	総数	農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	住宅、別荘 、工場棟建 物敷地及び その付帯地	採石採土地	その他
R1	0.32	ha	ha	ha	ha	0.32
R2	11.66				4.18	7.48
R3						
R4	11.67				4.19	7.48
R5						

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積					人工林率 (B / A)
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数		24,318.84 ha	100.0 %	23,374.07 ha	9,317.37 ha	14,054.25 ha	38.3 %
国有林 (官行造林)		305.27 (0.00)	1.3	288.20 (0.00)	123.21	164.99	40.4
公有 林	計	7,305.58	30.0	6,890.99	2,109.69	4,781.30	28.9
	県有林	7,095.44	29.2	6,679.28	2,032.98	4,646.30	28.7
	(その他県有林)	(2.79)		(2.45)	(0.26)	(2.19)	9.3
	町有林	113.21	0.5	112.33	23.66	88.67	20.9
	財産区有林	96.93	0.4	96.93	52.79	44.14	54.5
私有林		16,707.99	68.7	16,192.43	7,084.47	9,107.96	43.8

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

「県有林」は、植樹用貸地は含まない。

「その他県有林」は「県有林」の内数であり、林政部以外の所管のもの及び林政部所管のうち特別会計以外のもの。

「町有林」は、県有林植樹用貸地を含む

「財産区有林」は、県植樹用貸地を含む。

「私有林」は、上記以外。

② 在(町)者・不在(町)者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在(町)者 面積	不在(町)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	H2	15,986	13,634	2,352	1,048	1,304
	H12	15,222	12,081	3,141	1,411	1,730
	H17	15,158	12,015	3,143	1,418	1,725
構成比 %	H2	100	85.29	14.71	44.56	55.44
	H12	100	79.37	20.63	44.92	55.08
	H17	100	79.27	20.73	45.17	54.88

(注) 1990 世界農林業センサス、2000 世界農林業センサスより。

山梨県森林整備課業務資料より。

③ 齢級別森林面積

単位 面積：ha

区分 \ 齢級別		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級以 上
総計		24,013.57	922.76	22.82	135.96	722.27	1,326.38	20,883.38
人工林計		9,194.16	14.66	19.88	121.18	541.59	1,019.91	7,476.94
主 要 樹 種 別 面 積	スギ	4,242.78	0.00	0.00	6.43	74.46	97.33	4,064.56
	ヒノキ	3,483.09	14.66	19.08	107.08	441.10	805.53	2,095.64
	アカマツ	637.52	0.00	0.00	0.00	1.50	30.00	606.02
	カラマツ	496.67	0.00	0.00	0.53	9.87	45.93	440.34
	モミ・シラベ	39.10	0.00	0.00	0.00	0.00	9.52	29.58
	その他針葉樹	3.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.32
	クヌギ・ナラ類	3.55	0.00	0.61	0.00	0.51	0.00	2.42
	その他広葉樹	288.13	0.00	0.19	7.14	14.15	31.60	235.05
天然林計		13,889.26	0.00	2.94	14.78	180.68	306.47	13,384.39
除地等		930.15						

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

国有林を除く。

④ 保有林山面積規模別経営体数

面積規模	林家数				
～1ha	2	10～20ha		50～100ha	1
1～5ha	1	20～30ha		100～500ha	
5～10ha		30～50ha		500ha以上	1
				総数	5

(注) 2020 農林業センサス「保有林山面積規模別経営体数（林業経営体）」より。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長（k m）	備考
基幹路網	36	121.3	
うち林業専用道	0	0.0	

(注) 山梨県治山林道課業務資料より。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長（k m）	備考
森林作業道	69	37.7	

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		41,833
内 訳	第1次産業	275
	うち林業 (B)	158
	第2次産業	17,381
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
	第3次産業	24,256
B + C / A		— %

(注) 令和2年 市町村民経済計算報告 (山梨県) より

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	25	847	350,317
うち木材・木製品製造業 (B)	0	0	0
B / A	0%	0%	0%

(注) 令和2年 工業統計調査結果報告 (山梨県) より。
製造業には、林業が含まれない。

(7) 林業関係の就業状況

(令和6年3月31日現在)

区分	組合・ 事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	2	18	12	身延町森林組合、峡南森林組合
素材生産業	2	15	11	
木材・木製品製造業 (家具を除く)	1	47	42	
森林管理事務所	1	2	0	山梨森林管理事務所
合計	5	35	23	

(注) 山梨県林業振興課業務資料より。

(8) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

経営管理権		経営管理実施権	
件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
2	2.93	0	0.00

(注) 件数は、策定した経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の数。

令和5年森林経営管理制度の実施状況の報告結果より(令和6年3月31日現在)。

(9) 林業機械等設置状況

機械機種	摘 要	単位	合計	会社	森林 組合	その他
索 道	重量式	セツト				
	動力式	セツト				
集材機	小型集材機（動力10ps未満）	台				
	大型集材機（動力10ps以上）	台	1	1		
モノケーブル		台				
リモコンウィンチ		台				
自走式搬器		台				
モノレール	懸垂式を含む	台				
小型運材車	動力20ps未満	台				
小型運材車	動力20ps以上	台	1	1		
ホイールトラクタ	主として集材用	台				
クローラトラクタ	主として集材用	台				
育林用トラクタ	主として地締め等の育林作業用	台				
フォークリフト		台	1	1		
フォークローダ		台				
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台				
グラップル	（集材機能なし）	台	3	2	1	
トラクタショベル	搬出、育林等土工	台				
ショベル系掘削機械	搬出、育林等土工	台				
チェーンソー		台	39	31	8	
チェーンソーリモコン装置		台				
刈払機		台	25	17	8	
植穴堀機		台				
動力枝打機	自動木登式	台				
動力枝打機	上記以外	台	5	5		
苗畑用トラクタ		台				
樹木粉碎機		台				
フェラーバンチャー		台				
スキッド		台				
プロセッサ		台	1	1		
ハーベスタ		台				
フォワーダ		台				
タワーヤーダ		台				
スイングヤーダ		台	1	1		
その他の高性能林業機械		台				

(注) 令和6年3月31日現在（林業振興課調べ）

(1 0) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	乾しいたけ	生しいたけ	なめこ	えのきたけ
	m ³	t	千本	k g	k g	k g	k g
生産量	不明	不明	89	160	275	0	0

種類	ひらたけ	まいたけ	くりたけ	エリンギ	きくらげ	わさび	たけのこ
	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g
生産量	0	0	0	0	0	0	0

種類	木炭(白・黒)	竹炭	粉炭	薪	木酢液	竹酢液
	k g	k g	k g	m ³	L	L
生産量	0	9,635	0	0	0	275

(注) 山梨県森林整備課業務及び山梨県林業振興課業務資料より。
苗木は令和 5 年度、それ以外は令和 5 年(暦年)の生産量

(1 1) 主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再生林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

(1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再生林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。

(2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

(1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再生林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。

(2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。

(3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。

(4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通

過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35°以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめ

の石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。

- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1 mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4（3）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

（1）集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

（2）集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

（3）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

（1）枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を

置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みすることを避けるものとする。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。

また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

(1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

(2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実に行うものとする。

※許可や届出の例

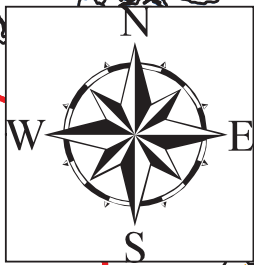
- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

(3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。

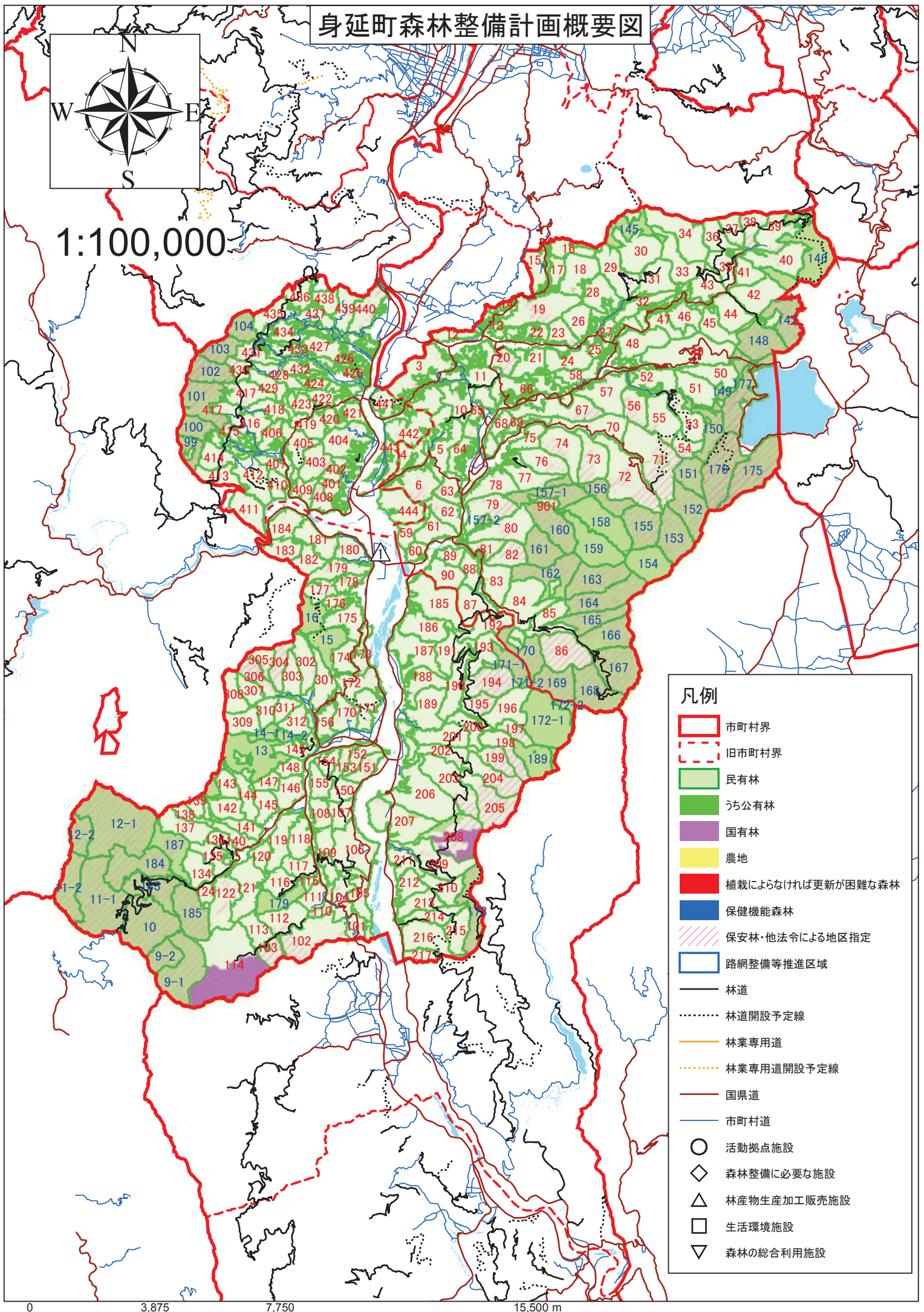
(4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

(5) 地質の特性や排水施設の具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

身延町森林整備計画概要図



1:100,000

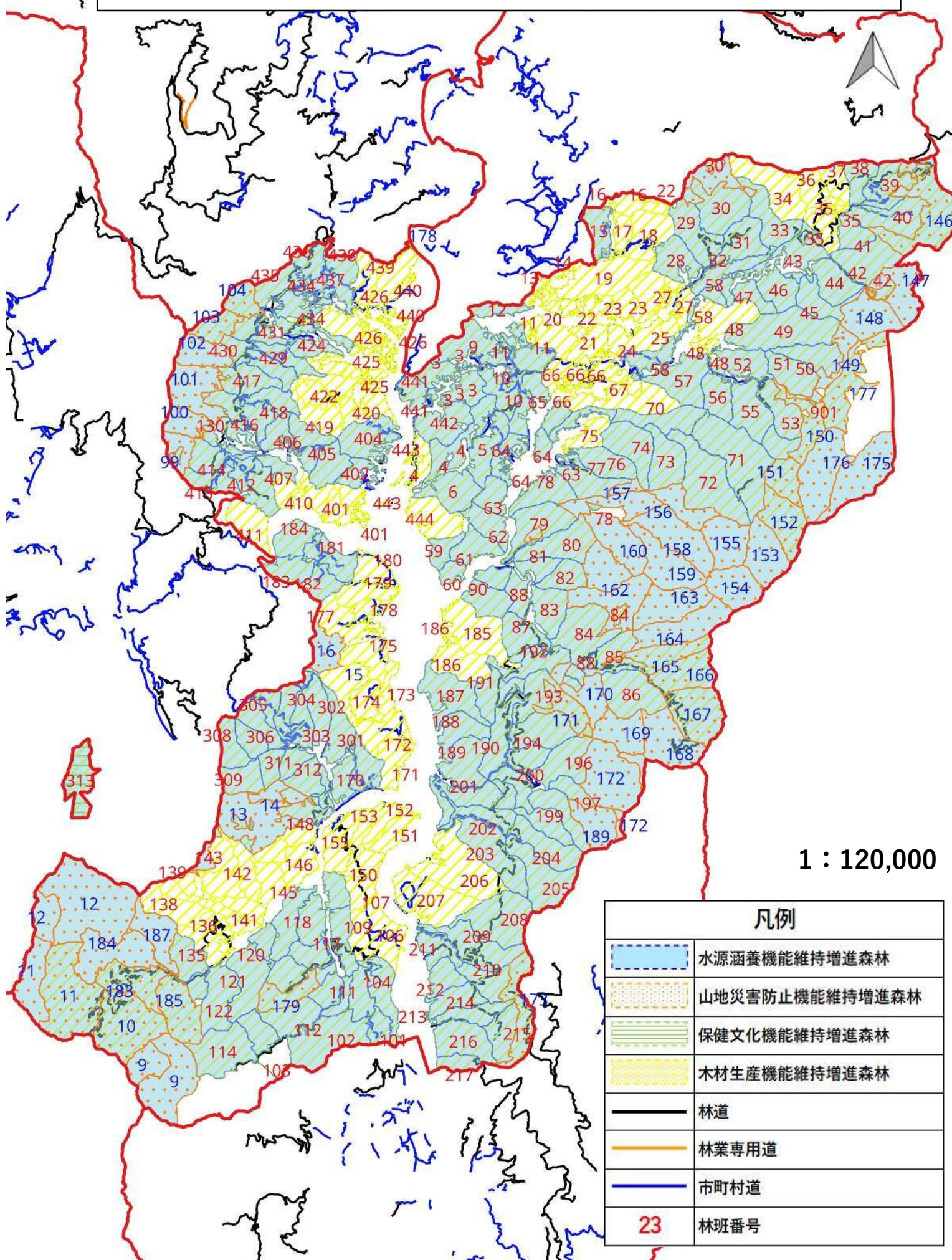


凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 民有林
- うち公有林
- 国有林
- 農地
- 植栽によらなければ更新が困難な森林
- 保健機能森林
- 保安林・他法令による地区指定
- 路網整備等推進区域
- 林道
- 林道開設予定線
- 林業専用道
- 林業専用道開設予定線
- 国県道
- 市町村道
- 活動拠点施設
- 森林整備に必要な施設
- 林産物生産加工販売施設
- 生活環境施設
- 森林の総合利用施設

0 3,875 7,750 15,500 m

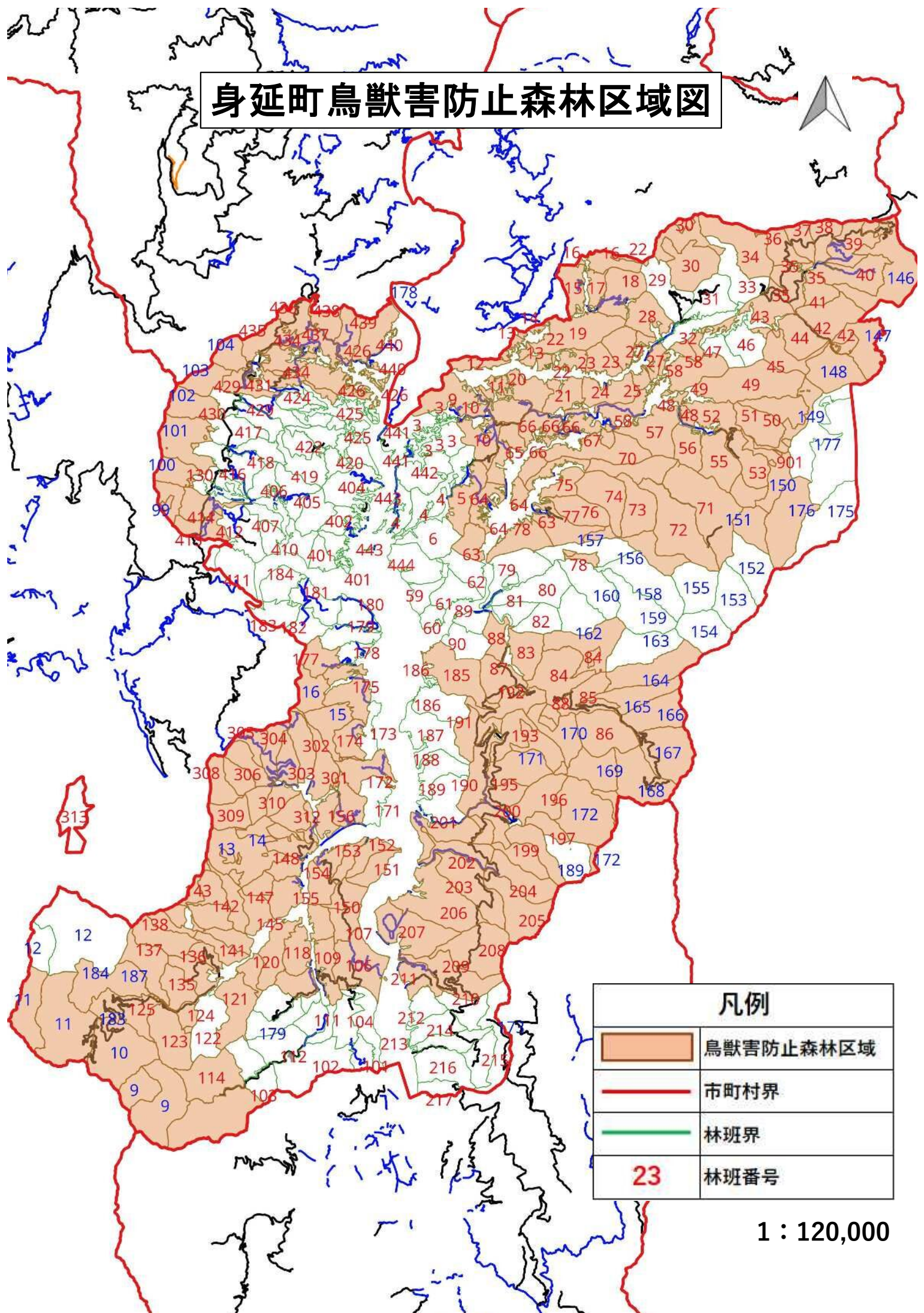
身延町 森林整備計画概要図（ゾーニング）



凡例

	水源涵養機能維持増進森林
	山地災害防止機能維持増進森林
	保健文化機能維持増進森林
	木材生産機能維持増進森林
	林道
	林業専用道
	市町村道
23	林班番号

身延町鳥獣害防止森林区域図



凡例	
	鳥獣害防止森林区域
	市町村界
	林班界
23	林班番号

1 : 120,000

身延町森林経営計画区域図

